

広島県病院事業管理規程第一号

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月二十日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

県立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新生児介補料」の下に「、遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料、遺伝子診療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料、遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料」を加える。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。